

- 12.010.ローターアクトクラブの会員
- 12.020.スポンサーシップ
- 12.030.ローターアクトクラブの基盤
- 12.040.標準ローターアクトクラブ定款および推奨ローターアクトクラブ細則
- 12.050.ローターアクトクラブの停止および終結
- 12.060.ローターアクトの標章
- 12.070.ローターアクトクラブの財務
- 12.080.ローターアクトの地区会合および活動
- 12.090.ローターアクト多地区合同情報組織
- 12.100.ローターアクトの多地区合同会合および活動
- 12.110.ローターアクト指導者育成研修
- 12.120.「ローターアクトの成長」会員増強運営計画

12.010.ローターアクトクラブの会員

ローターアクトクラブは、社会奉仕と国際奉仕を通じて行動し、指導力を学び、職業人としての能力開発に参加する若い成人の団体である(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号。2019年10月理事会会合、決定57号により改正

12.010.1.複数のローターアクトクラブの会員資格

- 1.いかなる会員も、複数のローターアクトクラブに同時に所属すること、または同一のクラブにおいて名誉会員の資格を保持することはあってはならないものとする。
- 2.正規のローターアクターは、複数のローターアクトクラブの名誉会員として選出されることができる。
- 3.いかなるローターアクトクラブも、正規クラブ会員数を上回る人数の名誉会員を選出してはならないものとする。(2020年11月理事会会合、決定69号)。

出典:2020年11月理事会会合、決定69号

12.010.2.ローターアクトクラブの名誉会員

- 1.ローターアクトクラブは、クラブ理事会が定めた期間における名誉会員を選ぶことができる。
- 2.ローターアクトクラブの名誉会員は、ローターアクトへの功績により顕著な功績を残した別のクラブの正規ローターアクト会員または地域社会の住民とする。名誉会員は、
 - (a) 会費の納入を免除されるものとする。
 - (b) 投票権を持たないものとする。

- (c) クラブのいかなる役職にも就かないものとする。
- (d) クラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特権を享受できるが、正規のローターアクト会員ではない地域住民は他のクラブにおいてはいかなる権利または特権も認められないものとする(2020年11月理事会会合、決定69号)。

出典:2020年11月理事会会合、決定69号

12.010.3.ローターアクトの年齢制限に関する方針

ローターアクトクラブは、クラブがその会員からの同意を得て、その同意を細則に記録した場合には、年齢の上限を設定できる(2022年10月理事会会合、決定53号)。

出典:2020年1月理事会会合、決定102号、2022年10月理事会会合、決定53号

12.020.スポンサーシップ

1.ローターアクトクラブはガバナーによって承認された後、国際ロータリーの承認と認定を経て設立される。国際ロータリーの継続的認定なくしては存続できない。

2.ローターアクトクラブは、ロータリークラブまたはローターアクトクラブによって、結成され、スポンサーおよび助言を受けることができる。ただし、

- a) ローターアクトクラブは、所在する地区の境界内のロータリークラブまたはローターアクトクラブのみによってスポンサーされるものとする。
- b) ローターアクトクラブは、最多で三つのロータリークラブまたはローターアクトクラブが共同で結成かつスポンサーできる。さらに、ガバナーが慎重に考慮した結果、地区とスポンサークラブならびにローターアクトクラブにとって最善である場合、ローターアクトクラブは、ガバナーの承認により、四つ以上のロータリークラブまたはローターアクトクラブが共同でスポンサーできる。各スポンサークラブからの代表者を含む合同ローターアクトクラブ委員会を設置するべきである(2022年6月理事会会合、決定153号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号、1971年1月理事会会合、決定164号、1976年1月理事会会合、決定171号、1998年10月理事会会合、決定92号、2010年6月理事会会合、決定214号、2019年10月理事会会合、決定57号、2020年1月理事会会合、決定101号により改正

12.030.ローターアクトクラブの基盤

12.030.1.ローターアクトクラブの基盤

ローターアクトクラブは地域社会または大学を基盤とできる(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号

12.030.2.大学を基盤とするクラブ

ローターアクトクラブが大学を基盤とする場合、スポンサークラブは、その大学当局との全面的な協力の下に助言を行うものとする。ローターアクトクラブは、大学当局が学内の学生団体と課外活動に対して定めたのと同じ規定と方針に従わなければならない(2022年10月理事会会合、決定53号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号、1971年1月理事会会合、決定164号、2010年6月理事会会合、決定214号、2022年10月理事会会合、決定53号

12.030.3.衛星クラブ

地域社会または大学に拠点を置くクラブは、柔軟な会合時間や代替地を確立する目的で、または将来新しいクラブを設立する可能性のある現会員グループを奨励する目的で、クラブ会員を会員とする衛星クラブを設立することができる(2020年11月理事会会合、決定69号)。

出典:2020年11月理事会会合、決定69号

12.040.標準ローターアクトクラブ定款および推奨ローターアクトクラブ細則

12.040.1.標準ローターアクトクラブ定款

「標準ローターアクトクラブ定款」は、国際ロータリーによって定められるものであり、かつ国際ロータリー理事会のみがこれを改正できる。クラブ結成ならびに認定の必要条件として、各ローターアクトクラブは、「標準ローターアクトクラブ定款」を採択し、その後採択されるあらゆる改正を自動的に採用するものとする(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号。2010年6月理事会会合、決定214号により改正

12.040.2.推奨ローターアクトクラブ細則

各ローターアクトクラブは、標準ローターアクトクラブ定款および国際ロータリーが定めた方針に矛盾しない細則を採択するものとする(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号

12.050.ローターアクトクラブの停止および終結

12.050.1.ローターアクトクラブの停止

1. 事務総長は、クラブと会員の情報を RI に毎年 6 月 30 日までに報告することを怠ったクラブを停止することができる。

2. 事務総長は、事務総長が必要とみなした期限までに上記の毎年の報告が完了された場合、停止中のクラブを復帰させることができる(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:2019年10月理事会会合、決定57号

12.050.2.停止中のローターアクトクラブの身分

クラブを復帰させる時点まで、クラブの停止によって以下の措置が課される。

- a) クラブはRIの行事または活動への参加が許可されない
- b) クラブはRIまたはロータリー財団から表彰または認証を受けることが許可されない
- c) クラブはRIからの通信物を受け取らない(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:2019年10月理事会会合、決定57号

12.050.3.ローターアクトクラブの終結

ローターアクトクラブは次のいずれかの場合に終結される可能性がある。

1.国際ロータリーにより、以下の理由により終結させられる場合。

- a) クラブ定款に従って運営されていない。
- b) 理事、管理委員、役員、および従業員を含め、国際ロータリー、ロータリー財団、またはロータリー地区に対する訴訟を開始または継続する個人を会員として入会させたり、保持または維持している。
- c) その他の理由。

2.ローターアクトクラブ自身の決定により解散する場合(2022年10月理事会会合、決定30号、53号)

出典:1968年1月理事会会合、決定150号、2015年1月理事会会合、決定136号。2022年10月理事会会合、決定30号および53号により改正

12.060.ローターアクトの標章

ロータリー章典第34.060.4.項に従い、ローターアクトクラブ会員は、ローターアクトクラブ会員である期間中、適性かつ品位ある方法で、ローターアクトの名称およびロゴを使用、表示する権利を有するものとする。ローターアクトクラブを退会した場合、または、ローターアクトクラブが解散した場合には、直ちにこの権利を失うものとする(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号。2010年6月理事会会合、決定214号、2019年10月理事会会合、決定57号により改正

12.070.ローターアクトクラブの財務

1. 個々のローターアクターは、クラブの運営費を賄うために、所属ローターアクトクラブに年会費を支払うものとする。

2. ローターアクトクラブ会員の会費または分担金はごくわずかとし、クラブの管理費を賄うことのみを目的とするものとする。
3. ローターアクトクラブが実施する活動とプロジェクトの資金は、会費または分担金とは別にクラブが調達し、別個の口座にて管理するものとする。
4. クラブのすべての会計収支について、毎年1回、有資格者による完全な監査を行うものとする。
5. ローターアクトクラブのプログラム遂行に必要な資金を調達するのは、ローターアクトクラブの責務である。
6. ローターアクトクラブは、ロータリークラブまたは他のローターアクトクラブに資金的援助を広く求めてはならない。相互に合意した場合は、スポンサークラブは資金的支援を提供できる。
7. 国際ロータリーは、ローターアクトクラブの会合に要する費用を一切負担しない。
8. ローターアクトクラブは、奉仕プロジェクトを支援するために徴収された資金を含め、すべての資金を責任と透明性のある方法で管理するため、国の法律と銀行規定に反しないかたちで財務ガイドラインを設けるべきである。そのガイドラインは、ローターアクトクラブが解散または終結した場合の資金の支払計画を含む(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号、1988年5月理事会会合、決定402号、2004年2月理事会会合、決定182号、2004年6月理事会会合、決定236号、2012年1月理事会会合、決定187号、2019年10月理事会会合、決定57号により改正

12.080.ローターアクトの地区会合および活動

12.080.1.地区ローターアクト委員会

地区ガバナーは、ロータリー章典第17.030.2.項の規定に従い、地区ローターアクト委員会を任命することが奨励される(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号、2019年10月理事会会合、決定57号

12.080.2.地区ローターアクト代表

1. 二つまたはそれ以上のローターアクトクラブを有する地区は、その会員の中から地区ローターアクト代表1名を選挙しなければならない。選挙の方法は、選挙に先立ち、ローターアクト会員によって決定され、地区ローターアクト委員会によって審議され、地区ガバナーによって承認されるものとする。地区ローターアクト代表は、就任までに、ローターアクトクラブ会長または地区ローターアクト委員会委員として1任期を満了していなければならない。
2. 地区内に一つしかローターアクトクラブがない場合、地区ローターアクト代表は、就任が可能な最も新しい元ローターアクトクラブ会長が務めるものとする。
3. 地区ローターアクト代表は、ロータリーガバナーの指導と助言を受け、地区ローターアクト委員会および他の適切なロータリー地区委員会と協力すべきである。

4. 地区ローターアクト代表は、他の地区リーダーと協力して、以下を行うべきである。
 - a.地区ローターアクトニュースレターを作成、配信する。
 - b.指導者育成研修を支援し、実施する。
 - c.地区全域でローターアクトの推進と拡大活動を実施する。
 - d.奉仕活動を計画、実施する(地区内のローターアクトクラブの4分の3の承認を得た場合)。
 - e.ローターアクトクラブがプロジェクトを実施する際、助言と援助を提供する。
 - f.地区におけるロータリーとローターアクトの合同活動を調整する。
 - g.地区レベルにおけるローターアクトの広報活動を手配する。
 - h.地区内のローターアクトクラブ役員の研修会を計画し、実施する。
5. 選挙に関するすべての論争は、地区の方針に基づいて、地区ローターアクト委員長と相談の上、地区ガバナーにより地区内で解決するものとする。RI は介入しない(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:1969年1月理事会会合、決定155号。1973年1月理事会会合、決定172号、1988年5月理事会会合、決定392号、1992年3月理事会会合、決定236号、2009年6月理事会会合、決定217号、2010年6月理事会会合、決定214号、2012年10月理事会会合、決定92号、2015年1月理事会会合、決定136号、2019年10月理事会会合、決定57号により改正

12.080.3.地区ローターアクト会合および活動

1. ローターアクトクラブは、地区ガバナーの承認を得て、地区内のすべてのローターアクターおよびロータリアンが一堂に会し、一層の協力に向けた意欲を高めたり、重要な項目について議論したり、指導者育成研修を実施したりするための地区大会またはその他の会合を開催することができる。
2. クラブレベルを超えたローターアクトクラブ会員による会合はすべて、立法の権限を持たず、またそのような権限があるかのように会合を運営、実施してはならない。
3. 地区レベルのローターアクトの会合で、地区内ローターアクトクラブの4分の3が投票することにより、地区の奉仕プロジェクトを実施することができる。
4. このようなプロジェクトはガバナーの承認を得なければならない。また、地区プロジェクトの管理運営に関する具体的な計画および説明も、ガバナーと地区内の4分の3のローターアクトクラブの承認を得なければならない(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号。1976年1月理事会会合、決定174号、1981年2月理事会会合、決定307号、1992年3月理事会会合、決定229号、2010年6月理事会会合、決定214号、2019年10月理事会会合、決定57号により改正

12.080.4.地区ローターアクトの財務

1. 地区は、地区ローターアクト委員会の管理運営活動に資金を提供するための規定を定めるべきである。
2. すべての地区ローターアクト活動に要する資金は、その地区のローターアクトクラブが調達するものとする。
3. 地区ローターアクト会合の経費は最小限にとどめ、参加者が負担できる範囲内に抑

- えるものとする。国際ロータリーは、地区ローターアクト会合の経費を負担しないものとする。
4. 地区奉仕プロジェクトのための募金用に地区ローターアクト奉仕基金を設置することができる。このような基金への寄付は任意によるものとしなければならない。個人に強制することはできない。
 5. 奉仕基金はガバナーの承認を得なければならない。また、基金の用途に関する具体的な計画および説明も、ガバナーと地区内の4分の3のローターアクトクラブの承認を得なければならない。
 6. ガバナーは、地区基金の調達と管理を担当する地区基金委員会を任命しなければならない。この委員会は、地区ローターアクト委員会委員である少なくとも1名のローターアクターおよび1名のロータリアンによって構成される。
 7. 地区奉仕基金は、その基金が地区ローターアクト組織の財産であって、特定のローターアクター個人もしくはローターアクトクラブの専有財産でない旨を明記した銀行預金口座に保管されなければならない(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典:1968年1月理事会会合、決定150号。1973年1月理事会会合、決定172号、1981年2月理事会会合、決定307号、2010年6月理事会会合、決定214号、2012年1月理事会会合、決定187号、2019年10月理事会会合、決定57号により改正

12.090.ローターアクト多地区合同情報組織

12.090.1.ローターアクト多地区合同情報組織の結成

地区は、関係地区のローターアクトクラブ間で、多地区合同組織を設立することができる。ただし、

- a) 関係地区のガバナーから反対がないこと。このような組織を設立し維持するにあたっては、RI理事会の代わりに務める事務総長の承認を得ること。
- b) この組織はRIの方針に従うこと、さもなければ、RI理事会の代わりに務める事務総長によりその身分が終結される場合がある。
- c) 各参加地区は、地区ローターアクト代表によって代表されること。あるいは、地区は、多地区合同組織内の活動を遂行するために、必要に応じて、代理を1名任命することができる。
- d) 組織の活動を実施するための資金(例えば、地域内クラブの名簿やニュースレターの作成と郵送費、ローターアクトプログラム資料の配布、一般通信費など)は、強制することはできない。
- e) この組織は、組織の活動に関する決定を除きいかなる意思決定や立法の権限も持たない。

f) この組織は、地区ガバナーによって審査される投票機構を確立するものとする(2021年4月理事会会合、決定156号)。

出典:1992年3月理事会会合、決定229号、2006年11月理事会会合、決定74号、2015年1月理事会会合、決定136号。2021年1月理事会会合、決定84号、2021年4月理事会会合、決定156号により改正

12.090.2.ローターアクト多地区合同情報組織の目的

ローターアクト多地区合同情報組織は以下を目的とする。

- a) 特にロータリーの戦略目標と重点分野に沿って、共同体意識と共通の目的意識を地域で構築すること。
- b) クラブや地区を超えて会員の参加を促進するリーダーシップの機会を提供すること。
- c) クラブ、地区、ゾーン、地域レベルでローターアクトとロータリー間の関係を強化すること(2021年4月理事会会合、決定156号)。

出典:2021年4月理事会会合、決定156号

12.090.3.ローターアクト多地区合同情報組織の目標

ローターアクト多地区合同情報組織の目標には以下が含まれる(ただし、これらに限らない)。

- a) 参加地区への情報発信
- b) 参加地区、参加地区内のローターアクトクラブ、他のローターアクト多地区合同情報組織の間のコミュニケーションの促進
- c) 参加地区内の役員または個人に対するリーダーシップまたは専門能力開発研修の提供
- d) ローターアクト多地区合同奉仕プロジェクトの方針に従った多地区合同奉仕プロジェクトの支援と促進
- e) 参加地区のネットワーキング、親睦、専門能力開発を促進するための行事の計画と開催(2021年4月理事会会合、決定156号)。

出典:2021年4月理事会会合、決定156号

12.100.ローターアクトの多地区合同会合および活動

12.100.1.多地区合同ローターアクト会合

1.二つ以上の地区、特に2カ国以上にまたがる地区のローターアクトクラブ会員の合

同会合は、主催地区のガバナーおよび地区ローターアクト委員会の指導の下、主催地区のローターアクト代表と協力して開催される。このような会合は、関係する地区のガバナーの事前承認を得なければならない。多地区合同ローターアクト会合を開催するためのガバナーへの招請状には、以下を添付しなければならない。

- a) 提案されている会合の開催日時、場所、目的、施設、プログラム、参加者について記述した文書。
- b) 会合予算の見積書。会合の開催に伴う契約上および金銭上の義務についてはスポンサーが一切の責任を負う旨の保証を付すること。
- c) 提案されている会合の計画および実施がローターアクターおよびロータリアンの直接の監督下に行われることを保証した文書。

2. 主催クラブまたは地区は、多地区合同ローターアクト会合のために、開催地において適切な補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入しなければならない。要請があれば、この保険契約を証明する書類を RI または参加地区のガバナーに提出しなければならない。

3. 地区ローターアクト代表は、ゾーンの RI 理事に通知するものとする(2019年10月理事会会合、決定 57号)。

出典:2010年6月理事会会合、決定 214号

12.100.2.多地区合同ローターアクト奉仕プロジェクト

二つまたはそれ以上の地区のクラブが参加するローターアクト奉仕プロジェクトを実施しても差し支えない。ただし、そのプロジェクトは、以下を満たしていなければならない。

- a) クラブ本来の活動の範囲や有効性を妨げたり、損なったりすることなく、地区内クラブやローターアクターの能力の範囲で十分に実施できるような範囲と性質のものであること。
- b) 関係地区の各地区ローターアクト代表がまずこのような合同活動に賛成した上で、それぞれの地区のクラブの3分の2の承認があって初めて実施すること。
- c) 関係ガバナーの承認を得て実施すること。
- d) 関係地区の地区ローターアクト代表の直接監督下にあること。このようなプロジェクトのために募金もしくは徴収した全資金の保管は、プロジェクトや関連資金の管理を補佐するために任命される関係地区のローターアクターから成る委員会を通じて、関係地区の地区ローターアクト代表が責任をもって行うこと。
- e) ローターアクトクラブやローターアクターの参加は任意とし、任意ということを明確に打ち出すこと。クラブまたは個々のローターアクターの参加費用は最小限にとどめ、人頭分担金または賦課金などの形で強制してはならないし、また、そのようにほのめかしてもならない(2019年10月理事会会合、決定 57号)。

出典:1992年3月理事会会合、決定 229号、2019年10月理事会会合、決定 57号

12.100.3. インターロータ

1. 「インターロータ」は国際ロータリーの公式会合ではないが、RI は、そのプログラムの内容承認および RI リーダー代表の派遣を通じて、インターロータを支援する。
2. インターロータの開催を提案する場合、そのような提案に先立ち、ローターアクターはまず開催地区のガバナー、ガバナーエレクト、およびガバナーノミニーから承認を得るものとする。インターロータの開催地として選ばれるためには、開催地区のローターアクター代表は、理事会に代わって事務総長の了承を得るため、開催の1年前までに事務総長に提案を提出するものとする。提案書には以下の内容を含むものとする。
 - a) 開催地区のガバナーおよび当該地域の RI 理事の書面による承認。
 - b) 開催日、場所、施設、プログラム、入札プロセス、参加者を含む情報。
 - c) 会合予算の見積書。会合の開催に伴う契約上および金銭上の義務についてはスポンサーが一切の責任を負う旨の保証を付すること。
 - d) 提案されている会合の計画および実施が、ローターアクターまたはロータリアンの直接の監督下に行われることを保証した文書。
3. 主催地区は、インターロータのために、開催地において適切な補償額と限度額を備えた賠償責任保険に加入しなければならない。要請があれば、この保険契約を証明する書類を RI または参加地区のガバナーに提出しなければならない(2019年10月理事会会合、決定 57 号)。

出典:1997年3月理事会会合、決定 238 号。2010年6月理事会会合、決定 214 号、2015年1月理事会会合、決定 136 号により改正。2000年2月理事会会合、決定 306 号、2019年10月理事会会合、決定 57 号により確認

12.110. ローターアクター指導者育成研修

12.110.1. スポンサーロータリークラブによるラーニングと支援

ローターアクタークラブが効果的に活動できるかどうかは、スポンサーロータリークラブの指導、支援、積極的参加にかかっている。ロータリアンは、ローターアクター、ローターアクタークラブ役員、理事、委員長の研究に関与するべきである。

スポンサーロータリークラブは、

- a) スポンサーしているローターアクタークラブのローターアクターのために、ロータリアンをメンター(助言者、指導者)として任命すべきである。
- b) ローターアクター大会前会議など、地区、多地区合同および国際的なラーニングの機会について、ローターアクターへの周知を図るべきである(2023年4月理事会会合、決定 106 号)。

出典:2012年10月理事会会合、決定 92 号。2015年1月理事会会合、決定 136 号、2019年10月理事会会合、決定 57 号、2023年4月理事会会合、決定 106 号により改正

12.110.2.ロータリー地区によるラーニングと支援

- 1.ローターアクトクラブが効果的に活動できるかどうかは、ロータリー地区からの支援にもかかっている。地区ローターアクト代表は、地区ローターアクト委員長、地区ラーニングファシリテーター、地区ガバナーエレクト、地区ガバナーと協力して、ローターアクトのラーニング行事やその他の地区行事の計画段階において、ローターアクトの研修ニーズを強調するものとする。
- 2.地区ローターアクト代表は、奉仕を奨励し、国際理解を深め、専門的能力を高め、友情とつながりを築くために、ローターアクト地区大会を計画すべきである。可能な場合、ローターアクト地区大会はロータリー地区大会に付随して開催し、少なくとも1回の合同セッションを開催すべきである。
- 3.地区ローターアクト委員長と地区ローターアクト代表は、次期ローターアクトクラブ役員、理事、委員長の全員を対象とした1~2日間の指導者育成ラーニング行事の開催を支援するものとする(2023年4月理事会会合、決定106号)。

出典:2012年10月理事会会合、決定92号。2015年1月理事会会合、決定136号、2019年10月理事会会合、決定57号、2023年4月理事会会合、決定106号により改正

12.110.3.ローターアクト大会前会議

- 1.ローターアクト大会前会議は、ローターアクターが一堂に会することで、強いクラブと地区を形づくり、国際的な友情を築き、国際レベルでローターアクトとロータリーとの関係を強化するために、意欲を喚起し、情報を伝えるためのものである。さまざまなセッションを通じて、ローターアクト大会前会議は以下を行う:
 - a) 各地区でローターアクトを推進するため、ならびにロータリーとの関係を強めるため、ローターアクト代表に対して研修、激励、モチベーションを提供する。
 - b) 元クラブ会長、地区ローターアクト代表、多地区合同のリーダー、ならびにローターアクトの新会員を含め、ロータリアンとローターアクターとの間の意見交換や情報交換を促進する。
- 2.ロータリー地区は、地区、多地区合同、または国際的な指導者育成研修セミナーに地区ローターアクト代表が出席するための費用を負担するものとする。地区ガバナーは、地区ローターアクト代表エレクトがローターアクト大会前会議に出席するための費用の全額または一部を負担するよう奨励されている(2019年10月理事会会合、決定57号)。

出典：2012年10月理事会会合、決定92号。2019年10月理事会会合、決定57号により改正

12.120.「ローターアクトの成長」会員増強運営計画

ロータリーの会員基盤と参加者基盤の成長はRIの戦略計画の重要な要素である。「ローターアクトの成長」運営計画は、会員増強における長期的な持続可能性と成長を達成するために、ロータリーの戦略的優先事項に沿って運営を行い、リソースを活用することを目的としている。本計画は、新会員にとって時代に即した魅力的な組織であり続け、現会員の参加と維持を促すような体験を提供するために、ローターアクトクラブが行ってきた既存の取り組みを支援する。また、ローターアクトの会員基盤を広げるために、より多くの参加者を迎え入れる画期的なモデルをもって現在の構造を拡大し、一体となって行動できる意義ある方法を提供しようとするものである。

優先事項：より大きなインパクトをもたらす

会員増強の取り組み：

--ローターアクトが独自の、独立した、価値ある会員種類であるという一貫したメッセージを確認する。

--大多数のロータリアンがローターアクトの価値を認知し、ローターアクトクラブ会員との協力の結果、自らのロータリーにおける経験がより良いものになると考えるよう認識の転換を促進する。

--ロータリー財団からローターアクト会員／クラブへの地区補助金とグローバル補助金による資金提供を拡大し、プロジェクトの成功と持続可能性を評価する。

--この対象者層に訴求するよう立てられた寄付促進と認証の方策に基づき、ローターアクト会員によるロータリー財団へのさらなる寄付を奨励する。

優先事項：参加者の基盤を広げる

会員増強の取り組み：

--今後5～7年間で、ローターアクトの会員数を増やし、ローターアクトからロータリークラブへの移行を監視し測定する仕組みを整備する。

--若者や多様な参加者にとって魅力的な新しいクラブのモデルやその他のロータリー参加の機会を開発する。

--すべてのレベルにおいてロータリーの行事を現会員とローターアクト入会候補者や参加者をつなぐ絶好の機会として強化する。

優先事項：参加者の積極的なかわりを促す

会員増強の取り組み：

--ローターアクト会員に、個人としても職業人としても積極的参加を促す機会を提供するようクラブを奨励する。

--効果的なローターアクトクラブおよび会員のための会員増強および奉仕の表彰の機会を改

- ローターアクトの価値と会員になることのメリットについての定義を改善し、若い成人に合わせた、際だって魅力的で柔軟性があり革新的なクラブ体験を創造する。
- ボランティア主導の対面研修(PETS、地区大会など)を含め、研修の教材と機会をよりよく統合する。

優先事項:適応力を高める

会員増強の取り組み:

- 価値や社会経済的地位に関するローターアクターの期待に合致し、市場調査に基づいて国際的に競争力のあるプロダクトやサービスをローターアクターに保証するために十分な収入を生み出すローターアクトの費用体系を確立する。
- ロータリアンとロータリークラブに提供される支援とサービスに匹敵するように、ローターアクターとローターアクトクラブへのサービス提供と支援に関連する事務局の責任を分散する。
- ロータリークラブとローターアクトクラブが会員にとってそれぞれ固有の体験となるよう明確に区別しつつ、会員種類としてローターアクトを完全に組み込むためにロータリー章典を更新する。
- 委員会およびその他のリーダー任命においてローターアクト会員の見解を引き続き推進する(2022年4月理事会会合、決定138号)。

出典:2022年4月理事会会合、決定138号

